

卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について（案）

1 基本的な考え方（青果部・水産物部共通）

- 市場取引の活性化や業務の効率化を図る改正法の主旨を踏まえた条例改正を行います。
- 改正法で義務付けられた共通ルールの規定など、国（青果部）、県（水産物部）からの認定に必要な条例改正を行います。
- 法的根拠のなくなった取引規制は、条例の規定からは除きますが、公正な取引環境を確保するために条例施行規則で規制します。
- 許可承認等に係る事務手続きについては、簡略化を進め、事務の軽減と市場業務の効率化を図ります。

2 検討会議の意見を踏まえた対応（青果部・水産物部共通）

- 市場関係者相互の信頼確保を図るため、各主体（卸売業者、仲卸業者、売買参加者、開設者）の基本的な役割等を条例で規定します。
- 任意の取引ルールにおける公正な取引環境を確保するため、任意の取引ルールは条例施行規則に規定することを条例で規定したうえで、条例施行規則において下表に示す規制を設定します。

任意の取引ルール	基本的な規制
仲卸業者が行う直荷引き	開設者への届出義務 市場取引委員会への報告
卸売業者が行う第三者販売	
卸売業者が行う自社買受け	
卸売業者・仲卸業者が行う小売	

※個別の規制（直荷引き、第三者販売等）については、基本的な規制に加えて実施時の条件等による規制について、別途協議します。

※なお、商物一致の原則（商物分離）は、市場関係者相互の利害がないため規制をしない。

- 市が取引の検査及び市場関係者の監督をすることを条例で規定します。

対象	主な監視・監督
取引	開設者による取引検査
市場関係者	開設者による改善指導 開設者による処分